

主眼事項及び着眼点等（指定自立訓練（機能訓練））

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	<u>（１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（機能訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。</u> <u>（２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（機能訓練）の提供に努めているか。</u> <u>（３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>（４）指定自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</u>	法第43条 平18厚令171第3条第1項 平18厚令171第3条第2項 平18厚令171第3条第3項 平18厚令171第155条 平18厚令19第6条の7第1号、 第6条の6第1号	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関する基準		法第43条第1項	
1 指定自立訓練（機能訓練）事業の従業者の員数	指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	平18厚令171第156条第1項	
（１）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	① 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	平18厚令171第156条第1項第1号イ	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	② <u>看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上となっているか。</u> <u>また、1 人以上は常勤となっているか。</u> ③ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上となっているか。</u> <u>ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</u> ④ <u>生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上となっているか。</u> <u>また、1 人以上は常勤となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 156 条第 1 項第 1 号ロ 平 18 厚令 171 第 156 条第 6 項 平 18 厚令 171 第 156 条第 1 項第 1 号ハ 平 18 厚令 171 第 156 条第 4 項 平 18 厚令 171 第 156 条第 1 項第 1 号ニ 平 18 厚令 171 第 156 条第 7 項	用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(2) サービス管理 責任者	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</u> <u>① 利用者の数が 60 以下 1 以上</u> <u>② 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u> <u>また、1 人以上は常勤となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 156 条第 1 項第 2 号 平 18 厚令 171 第 156 条第 8 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(3) 訪問による指定自立訓練（機能訓練）	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、(1)及び(2)に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</u>	平 18 厚令 171 第 156 条第 2 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>(4) 利用者数の算定</u>	<u>(1) 及び(2) の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u>	平 18 厚令 171 第 156 条第 3 項	利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (利用者名簿等)
<u>(5) 職務の専従</u>	<u>指定自立訓練 (機能訓練) 事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練 (機能訓練) 事業所の職務に従事する者となっているか。</u> <u>(ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	平 18 厚令 171 第 156 条第 5 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
<u>(6) 管理者</u>	<u>指定自立訓練 (機能訓練) 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練 (機能訓練) 事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立訓練 (機能訓練) 事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</u>	平 18 厚令 171 第 157 条準用 (第 51 条)	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>(7) 従たる事業所を設置する場合の特例</u>	<u>指定自立訓練 (機能訓練) 事業所における主たる事業所 (主たる事業所) と一体的に管理運営を行う事業所 (従たる事業所) を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者 (サービス管理責任者を除く。)</u> <u>のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 157 条準用 (第 79 条)	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(経過措置)	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練 (機能訓練) の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) の施行日において現に存する分場 (基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。) を指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7) の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者 (サービス管理責任者を除く。) のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 附則第 23 条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>第3 設備に関する基準</u> <u>1 設備</u>	<u>① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。</u> <u>(ただし、相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)</u> <u>② これらの設備は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の用に供するものとなっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	法第43条第2項 平18厚令171 第158条準用(第81条第1項) 平18厚令171 第158条準用(第81条第3項) 平18厚令171 第158条準用(第81条第4項)	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>(1) 訓練・作業室</u>	<u>① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</u> <u>② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</u>	平18厚令171 第158条準用(第81条第2項第1号イ、ロ)	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>(2) 相談室</u>	<u>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</u>	平18厚令171 第158条準用(第81条第2項第2号)	【目視】
<u>(3) 洗面所</u>	<u>利用者の特性に応じたものであるか。</u>	平18厚令171 第158条準用(第81条第2項第3号)	【目視】
<u>(4) 便所</u>	<u>利用者の特性に応じたものであるか。</u>	平18厚令171 第158条準用(第81条第2項第4号)	【目視】
(経過措置)	法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを含む。)において、指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平18厚令171 附則第22条	適宜必要と認める資料
<u>第4 運営に関する基準</u>		法第43条第2項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
1 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練（機能訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 9 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 9 条第 2 項）	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面
2 契約支給量の 報告等	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（機能訓練）の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 (3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条第 2 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条第 3 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 10 条第 4 項）	受給者証の写し 受給者証の写し 契約内容報告書 契約内容報告書 受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練（機能訓練）の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 11 条）	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 12 条）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 サービス提供 困難時の対応	を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 13 条）	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>指定自立訓練（機能訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等</u>を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 14 条）	受給者証の写し
7 訓練等給付費 の支給の申請に係る援助	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 15 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 15 条第 2 項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 16 条）	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>指定自立訓練（機能訓練）を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>指定自立訓練（機能訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 17 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 17 条第 2 項）	個別支援計画 ケース記録 個別支援計画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 身分を証する書類の携行	又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 18 条）	適宜必要と認める資料
11 サービスの提供の記録	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（機能訓練）の提供の都度記録しているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、（1）の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（機能訓練）を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 19 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 19 条第 2 項）	サービス提供の記録 サービス提供の記録
12 指定自立訓練（機能訓練）事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 （2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13 の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りでない。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 20 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 20 条第 2 項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
13 利用者負担額等の受領	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 159 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 159 条 第 2 項	請求書 領収書 請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 利用者負担額に係る管理	<u>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1) 及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u> ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる。) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が 28 万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満）であるもの又は同令第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①又は②のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	平 18 厚令 171 第 159 条 第 3 項 平 18 厚令 171 第 159 条 第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1～4 号	請求書 領収書
	<u>(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1) から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 159 条 第 5 項	領収書
	<u>(5) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 159 条 第 6 項	重要事項説明書
	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が提供する指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたと	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 22 条）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	きは、当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。		
15 訓練等給付費の額に係る通知等	（１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>法定代理受領により市町村から指定自立訓練（機能訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u> （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、<u>法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 23 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 23 条第 2 項）	通知の写し サービス提供証明書の写し
16 指定自立訓練（機能訓練）の取扱方針	（１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、自立訓練（機能訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練（機能訓練）の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 （２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 （３）指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 2 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 57 条第 3 項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 自立訓練(機能訓練)計画の作成等	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供する指定自立訓練(機能訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (1) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(機能訓練)に係る個別支援計画(自立訓練(機能訓練)計画)の作成に関する業務を担当させているか。 (2) サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 (3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 (4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(機能訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(機能訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(機能訓練)計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所が提供する指定自立訓練(機能訓練)事業所は、その提供する指定自立訓練(機能訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 57 条 第 4 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 58 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 58 条 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 58 条 第 3 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 58 条 第 4 項) 平 18 厚令 171 第 162 条 準用 (第 58 条 第 5 項)	適宜必要と認める資料 個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>練（機能訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（機能訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u> <u>（6）サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について意見を求めているか。</u> <u>（7）サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u> <u>（8）サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画を作成した際には、当該自立訓練（機能訓練）計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</u> <u>（9）サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成後、自立訓練（機能訓練）計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（機能訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練（機能訓練）計画の変更を行っているか。</u> <u>（10）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>① 定期的に利用者に面接すること。</u> <u>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u> <u>（11）自立訓練（機能訓練）計画に変更のあった場合、（2）から（8）に準じて取り扱っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 6 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 7 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 8 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 9 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 10 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 58 条 第 11 項）	サービス担当者会議の記録 個別支援計画 利用者に交付した記録 個別支援計画 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 モニタリング記録 面接記録 （2）から（8）に掲げる確認資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 サービス管理 責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、<u>自立訓練（機能訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> ① <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> ② <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる」と認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u> ③ <u>他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u> (2) サービス管理責任者は、<u>業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 59 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 59 条第 2 項）	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 他の従業者に指導及び助言した記録
19 相談及び援助	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 60 条）	適宜必要と認める資料
20 訓練	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 (2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 (3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常	平 18 厚令 171 第 160 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 160 条 第 2 項 平 18 厚令 171	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 地域生活への 移行のための支 援	時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	第160条 第3項	る資料
	(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平18厚令171 第160条 第4項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。	平18厚令171 第161条 第1項	適宜必要と認める資料
22 食事	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。	平18厚令171 第161条 第2項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平18厚令171 第162条 準用（第86条 第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平18厚令171 第162条 準用（第86条第2 項）	適宜必要と認める資料
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平18厚令171 第162条 準用（第86条第3 項）	適宜必要と認める資料
	(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練（機能訓練）事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平18厚令171 第162条 準用（第86条第4項 ）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 緊急時等の対応	従業員は、現に指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 28 条）	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
24 健康管理	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 87 条）	適宜必要と認める資料
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定自立訓練（機能訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 88 条）	適宜必要と認める資料
26 管理者の責務	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業所の管理者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業員に指定障害福祉サービス基準第 9 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 66 条 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 66 条 第 2 項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
27 運営規程	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定自立訓練（機能訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 89 条）	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 勤務体制の確保等	<u>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u> <u>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>⑫ その他運営に関する重要事項</u>		
	<u>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供できるよう、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</u>	平18厚令171 第162条 準用（第68条第1項）	従業員の勤務表
	<u>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業員によって指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。</u> <u>（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</u>	平18厚令171 第162条 準用（第68条第2項）	勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類
	<u>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u>	平18厚令171 第162条 準用（第68条第3項）	研修計画、研修実施記録
29 業務継続計画の策定等	<u>(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、適切な指定自立訓練（機能訓練）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第162条 準用（第68条第4項）	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
	<u>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u>	平18厚令171 第162条 準用（第33条の2第1項）	業務継続計画
	<u>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</u>	平18厚令171 第162条 準用（第33条の2第2項）	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	<u>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている</u>	平18厚令171 第162条 準用（第33条の2	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
30 定員の遵守	るか。 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っていないか。 （ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。）	第3項) 平18厚令171 第162条 準用（第69条）	書類 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
31 非常災害対策	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 （3）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、（2）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平18厚令171 第162条 準用（第70条第1項） 平18厚令171 第162条 準用（第70条第2項） 平18厚令171 第162条 準用（第70条第3項）	非常火災時対応マニュアル（対応計画） 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録 避難訓練の記録 消防署への届出 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
32 衛生管理等	（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。 （2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	平18厚令171 第162条準用（第90条第1項） 平18厚令171 第162条準用（第90条第2項）	衛生管理に関する記録 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>③ 当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u>		研修及び訓練を実施したことが分かる書類
33 協力医療機関	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第91条）	適宜必要と認める資料
34 掲示	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定自立訓練（機能訓練）事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 92 条第 1 項・第 2 項）	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
35 身体拘束等の禁止	<u>（１）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u> <u>（２）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</u> <u>（３）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u> <u>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> <u>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u> <u>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化の</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 35 条の 2 第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 35 条の 2 第 2 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 35 条の 2 第 3 項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施した

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>ための研修を定期的実施しているか。</u>		ことが分かる書類
36 秘密保持等	(1) <u>指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u> (3) <u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条第 2 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 36 条第 3 項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） 個人情報同意書
37 情報の提供等	(1) <u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u> (2) <u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 37 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 37 条第 2 項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） 事業者の H P 画面・パンフレット
38 利益供与等の禁止	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（機能訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 38 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 38 条第 2 項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
39 苦情解決	受していないか。		
	(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立訓練（機能訓練）事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。		
	<u>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 1 項）	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	<u>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 2 項）	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュアル
	<u>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関して、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 3 項）	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(4) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関して、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練（機能訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 4 項）	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
40 事故発生時の 対応	<u>府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>		
	<u>(5) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 5 項）	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	<u>(6) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から(5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 6 項）	都道府県等への報告書
	<u>(7) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 39 条第 7 項）	運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
	<u>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条第 1 項）	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	<u>(2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条第 2 項）	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	<u>(3) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条第 3 項）	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 虐待の防止	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定自立訓練（機能訓練）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 40 条の 2）	等) 委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
42 会計の区分	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（機能訓練）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 41 条）	収支予算書・決算書等の会計書類
43 地域との連携等	指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 74 条）	適宜必要と認める資料
44 記録の整備	<u>（1）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u> <u>（2）指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（機能訓練）を提供した日から 5 年間保存しているか。</u> ① <u>自立訓練（機能訓練）計画</u> ② <u>サービスの提供の記録</u> ③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u> ④ <u>身体拘束等の記録</u> ⑤ <u>苦情の内容等の記録</u> ⑥ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 75 条第 1 項） 平 18 厚令 171 第 162 条 準用（第 75 条第 2 項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①から⑥までの書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
45 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	電 磁 的 記 録 簿 冊 適宜必要と認める資料
第 5 共生型障害 福祉サービス に関する基準 1 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業に関して、次の基準を満たしているか。</u> <u>（1）指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 162 条の 2	平面図 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準</u>	（2）<u>指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上となっているか。</u> （3）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	平 18 厚令 171 第 162 条の 3	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
	<u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。</u> （1）<u>指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか</u> （2）<u>指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であるか。</u> （3）共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		平面図 【目視】 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料
<u>3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型</u>	<u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して、次の基準を満たしているか。</u> （1）<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の</u>	平 18 厚令 171 第 162 条の 4	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
<u>居宅介護事業者等の基準</u>	<u>登録定員は 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人） 以下となっているか。</u> <u>（2） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人） までの範囲内となっているか。</u> <table border="1"><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td><u>26人又は27人</u></td><td><u>16人</u></td></tr><tr><td><u>28人</u></td><td><u>17人</u></td></tr><tr><td><u>29人</u></td><td><u>18人</u></td></tr></table> <u>（3） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。</u> <u>（4） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第 63 条若しくは第 171 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に規定する基準を満たしているか。</u> <u>（5） 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</u>	登録定員	利用定員	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>		利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） <
	登録定員	利用定員									
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>										
<u>28人</u>	<u>17人</u>										
<u>29人</u>	<u>18人</u>										

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 155 条及び前節（第 162 条を除く。）） 平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第 6 基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第 30 条第 1 項第 2 号イ	
1 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準	<u>基準該当自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。</u> (1) 指定通所介護事業者（平成 11 年厚生省令第 37 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項 に規定する指定通所介護事業者）又は指定地域密着型通所介護事業者（平成 18 年厚生労働省令第 34 号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に	平 18 厚令 171 第 163 条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	関する基準」（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者）（指定通所介護事業者等）であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護事業）（指定通所介護等）を提供するものであること。 <u>（2）指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所）（指定通所介護事業者等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u> <u>（3）指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> （4）基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 <u>次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規</u>	平 18 厚 令 171 第 163 条の 2	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなしているか。この場合において、1の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</u> <u>（1）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</u> <u>（2）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模</u>		運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等） 運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書								
	<u>多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、<u>12人）までの範囲内とすること。</u> <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td><u>26人又は27人</u></td><td><u>16人</u></td></tr><tr><td><u>28人</u></td><td><u>17人</u></td></tr><tr><td><u>29人</u></td><td><u>18人</u></td></tr></table> <u>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</u> (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。 (5) この2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	登録定員	利用定員	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>		平面図 【目視】 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
登録定員	利用定員										
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>										
<u>28人</u>	<u>17人</u>										
<u>29人</u>	<u>18人</u>										
3 <u>利用者負担額等の受領</u>	<u>(第4の13の（2）から（5）を準用)</u>	平 18 厚令 171 第 164 条 準用 (第 159 条第 2～6 項)	同準用項目と同一文書								
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるも	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊								

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項 法第 43 条	適宜必要と認める資料
第 7 多機能型に関する特例			
1 利用定員に関する特例	（１）<u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く）の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。</u> ① <u>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6 人以上</u> ② <u>多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6 人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10 人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が 6 人以上とする。</u> ③ <u>多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10 人以上</u>	平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1) 中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。 <u>この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1 人以上とすることができる。</u>	平 18 厚令 174 第 89 条第 4 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）
2 従業員の員数等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の (1) の ②又は④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第 2 の 1 の (2) にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない	平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 215 条第 2 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 2 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	いこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (3) 第6の1の(2)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(1)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。 ① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者 ② 就労継続支援B型の利用者	平 18 厚令 174 第 90 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	電 磁 的 記 録 簿 冊 適 宜 必 要 と 認 め る 資 料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第8 変更の届出等	(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、当該指定自立訓練（機能訓練）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23 法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第9 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定自立訓練（機能訓練）に要した費用の額を超えたときは、当該現に指定自立訓練（機能訓練）に要した費用の額となっているか。） (2) (1)の規定により、指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項 平18厚告523の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 機能訓練サービス費			
(1) 機能訓練サービス費(I)	機能訓練サービス費(I)については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練	平18厚告523別表第10の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(機能訓練) 事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</u>		
<u>(2) 機能訓練サービス費(Ⅱ)</u>	① <u>機能訓練サービス費(Ⅱ) (視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。)</u>については、<u>指定障害福祉サービス基準第 156 条若しくは第 220 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 2 号の規定により指定自立訓練(機能訓練) 事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練) 等 (共生型自立訓練 (機能訓練) を除く。)</u>を行った場合に、<u>自立訓練 (機能訓練) 計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練) 等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</u> ② <u>機能訓練サービス費(Ⅱ) (視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。)</u>については、<u>平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の十に定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練 (機能訓練) 事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練 (機能訓練) 等を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 2 平 18 厚告 556 の十	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(3) 共生型機能訓練サービス費</u>	<u>共生型機能訓練サービス費については、共生型自立訓練 (機能訓練) の事業を行う事業所において、共生型自立訓練 (機能訓練) を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練 (機能訓練) 事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(4) 基準該当機能訓練サービス費</u>	<u>基準該当機能訓練サービス費については、第 5 の 1 に規定する基準該当自立訓練(機能訓練) 事業者が基準該当自立訓練(機能訓練) を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練) を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(5) その他</u>	① (1)～(3) に掲げる機能訓練サービス費の	平 18 厚告 523 別	体制等状況一

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>算定に当たって、(1)については次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、(2)についてはイ又はウに該当する場合に、(3)についてはアに該当する場合に、それぞれアからウまでに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。</u> <u>ア 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の五のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に定める割合</u> <u>イ 平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、自立訓練(機能訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限る。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> ・作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 ・作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50 <u>ウ 平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者総合支援法施行規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</u> ② <u>平成 21 年厚告第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算している</u>	表第 10 の 1 の注 4 平 18 厚告 550 の五 施行規則第 6 条の 6 第 1 号 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 2	覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	か。 ③ <u>法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100 分の 10 に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。</u> ④ <u>指定障害福祉サービス基準第 162 条、第 162 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第 42 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> ⑤ <u>指定障害福祉サービス基準第 162 条、第 162 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数に減算しているか。</u> ⑥ <u>指定障害福祉サービス基準第 162 条、第 162 条の 5 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 又は指定障害者支援施設基準第 54 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> ⑦ <u>共生型機能訓練サービス費については、次のア及びイのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1 日につき 58 単位を加算しているか。</u> <u>ア サービス管理責任者を 1 名以上配置していること。</u> <u>イ 地域に貢献する活動を行っていること。</u>	法第 76 条の 3 第 1 項 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 3 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 4 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 5 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 6 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 7	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(6)障害福祉サービス相互の算定関係 2-2 福祉専門職員配置等加算	利用者が自立訓練(機能訓練) 以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。 (1) 福祉専門職員配置等加算 (I) については、第2の1の(1)の④若しくは指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定により置くべき従業者(共生型自立訓練(機能訓練)従業者)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 福祉専門職員配置等加算 (II) については、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定していないか。 (3) 福祉専門職員配置等加算 (III) については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定していないか。 ① 生活支援員又は共生型自立訓練(機能	平18厚告523別表第10の1の注5 平18厚告523別表第10の1の2の注1 平18厚告523別表第10の1の2の注2 平18厚告523別表第10の1の2の注3	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2-3 ピアサポート実施加算	<u>訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること</u> <u>② 生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること</u> 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であつて、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 <u>（1）法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等（新設）とする。）配置していること。</u> <u>（2）（1）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</u>	平18厚告523 別表第10の1の3の注 平18厚告523 別表第10の1の3の注（1） 平18厚告523 別表第10の1の3の注（2）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<u>（1）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（I）については、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設</u>	平18厚告523 別表第10の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)については、視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に關し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第10の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 高次脳機能障害者支援体制加算	<u>平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十七に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第10の2の2 平18年厚告551の10	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 初期加算	<u>指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平18厚告523 別表第10の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
6 欠席時対応加算	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</u>	平18厚告523 別表第10の4の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6-2 リハビリテーション加算	<u>(1) リハビリテーション加算（Ⅰ）については、次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、又は次の①から⑥までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) リハビリテーション加算（Ⅱ）については、次の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、上記に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、リハビリテーション加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。</u> ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごと	平18厚告523 別表第10の4の2の注1 平18厚告523 別表第10の4の2の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>のリハビリテーション実施計画を作成していること。</u> ② <u>利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</u> ③ <u>利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</u> ④ <u>指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</u> ⑤ <u>④に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の事業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</u> ⑥ <u>当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。</u>		
7 <u>利用者負担上限額管理加算</u>	<u>指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 5 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
8 <u>食事提供体制加算</u>	<u>低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 6 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 送迎加算	<u>(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</u> <u>(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</u> <u>(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</u> <u>(1) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</u> <u>(2) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</u>	平18厚告523 別表第10の7の注1 平24厚告268の四 平18厚告523 別表第10の7の注2 平24厚告268の四 平18厚告523	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一
10 障害福祉サー	(1) 障害福祉サービスの体験利用支援加算	平18厚告523	体制等状況一

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
ビスの体験利用 支援加算	<u>（Ⅰ）及び障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</u> ① <u>体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</u> ② <u>障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</u> <u>（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定しているか。</u> <u>（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上１５日以内の期間について算定しているか。</u> <u>（４）障害福祉サービスの体験利用支援加算が算定されている指定障害者支援施設等が、平成１８年厚生労働省告示第５５１号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第１０号のロに規定する施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に１日につき所定単位数に５０単位を加算しているか。</u>	別表第 10 の 8 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 4	覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10－２ 社会生活 支援特別加算	<u>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第 10 号のハに規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 9 号に規定する者に</u>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 2 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10－3 就労移行 支援体制加算	対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援A型）の第7の2の（2）に規定する指定就労継続支援A型事業所等の移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等の行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第10の8の3 の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
10－4 緊急時 受入加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の第10号の二に定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第10の8の4 の注 平18厚告551の 10準用（二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10ー5 集中的支援加算	障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が 10 点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 5 の注 平 18 厚告 556 の一の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
11 福祉・介護職員処遇改善加算	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12 及び 13 において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 （1）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 68 に相当する単位数） （2）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 50 に相当する単位数） （3）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 28 に相当する単位数）	平 18 厚告 543 の 二十七の二準用 (二)	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
12 福祉・介護職	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規	平 18 厚告 543 の	体制等状況一

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
員等特定処遇改善加算	定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ① <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数）</u> ② <u>福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数）</u>	二十八 準用（十七）	覧表、当該加算の届出書等
13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十八の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚告 543 の二十八の二 準用（三の二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
14 福祉・介護職員等処遇改善加算	（1）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十七の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知	平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の注 1 平 18 厚告 543 の二十七の二準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）（2）において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から10の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数） ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2 から10の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数） ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から10の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数） （2）令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 2 から10の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者	（二） 平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の 注 2 平18厚告543の 二十七の二準用 （二）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数) ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数) ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数) ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数) ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数) ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数 ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数) ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数) ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から10の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単		

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>位数)</u> ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2 から10の5までにより算定した単位数の 1000分の40に相当する単位数(指定障害者支 援施設にあつては、1000分の41に相当する単 位数)		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目